

長崎市遠藤周作文学館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則で制定するもの・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 6

市 民 生 活 部
令和 7 年 9 月

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

模写等使用料並びに観覧料及び模写等使用料の減免については、条例に基づき、規則に制定する。

(1) 長崎市遠藤周作文学館

ア 模写等使用料（再掲）

区 分		現 行 (1 日 1 点につき)		改正案 (1 日 1 点につき)	
		学術研究の場合	学術研究以外の場合	学術研究の場合	学術研究以外の場合
模写、模造又は複製		円 2,158	円 2,158	円 2,800	円 2,800
撮影	写 真	209	2,158	410	2,800
	マイクロフィルム	209	2,158	410	2,800
	映画又はテレビ	314	3,237	470	4,200
原版使用		104	1,079	200	1,510

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎市遠藤周作文学館

イ 観覧料の減免

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
(1) 本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	現行のとおり
(2) 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	本市に在住する者100% 本市に在住する者以外の者50%	現行のとおり
(3) 本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	現行のとおり

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎市遠藤周作文学館

イ 観覧料の減免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
本市に住所を有する者で、福祉事務所長が発行した長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証を所持する者	減免率100%	廃 止	住民税非課税世帯、生活保護世帯などへの支援は、使用料・手数料減免に限定せず、様々な施策によって対応しているため。
本市に住所を有する者で、市長が発行した老人福祉カードを所持する者	減免率100%	廃 止	介護予防の観点から外出のきっかけとして高齢者減免を推奨していた経過もあったが、現在では身近な場所で高齢者ふれあいサロンなど多種多様な介護予防が行われており、世代間の負担の公正性の観点や減免する目的が薄れていることから、単なる年齢による減免は廃止する。
本市に住所を有する者で、健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者	減免率100%	廃 止	年齢による減免で、当初想定していた減免の効果が薄れているものであり、合理的な理由に該当しないと判断したため。
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	減免率100% ※長崎県内の市町に在住する留学生を対象	減免率100% ※本市が認める高等教育機関に在学する留学生を対象	留学生に長崎の歴史や文化について学ぶ機会や長崎市の多様な魅力に触れる機会を提供することで、在学中、家族等の来崎や、留学生が留学期間終了後も関係人口として、長崎の魅力を広く国内外へ発信することを通じ、本市の国際化の推進やインバウンドなどへの波及効果も期待されるため。

【参考1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎市遠藤周作文学館

イ 観覧料の減免

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
長崎検定3級以上の合格者で、観光客等の案内で利用すると確認できる場合	— (※)	減免率100%	長崎商工会議所では、本検定を通じた郷土愛の醸成、案内による地域振興及び観光振興を目的としている。 本市における総合計画や観光MICE戦略とも合致し、ガイドの人材育成による利用者満足度向上及びリピーター増加が図られる。
さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客等の案内で利用すると確認できる場合	— (※)	減免率100%	ガイドの人材育成強化による利用者満足度向上及びリピーター増加が図られる。 また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。
長崎市観光大使	— (※) ※同伴の家族を含む	減免率100% ※同伴の家族を含まない	観光大使については、長崎市の経済振興を図るため、本市の観光及び物産等に関する情報発信や情報提供について、協力いただくことを目的に依頼しているため。
市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券記載額	現行のとおり	サービス向上等による利用者等増加が期待される。

(※) 個別事項として規則に制定しておらず、「その他市長が特に必要と認めるとき」として減免率100%で運用していたもの

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	現行のとおり

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

(1) 長崎市遠藤周作文学館

ウ 模写等使用料の減免

(ア) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
(1) 資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	減免率100%	現行のとおり	公共的な取組として遠藤周作情報の発信または研究に資するため、模写等使用料を全額減免するもの。

(イ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	現 行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	現行のとおり